



TIB 等の場を活用したグローバル・アントレプレナー  
シップ実践事業に係る令和6年度運営事業者公募要項

令和6年10月

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室

イノベーション推進部スタートアップ推進課

## 1 目的

東京都は、2022年（令和4年）11月に策定したスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」に基づき、東京発ユニコーン数を5年で10倍、東京の起業数を5年で10倍、東京都とスタートアップとの協働プロジェクト実践数を5年で10倍を目指す「未来を切り拓く10×10×10のイノベーションビジョン」を掲げている。その実現のために、現在、国内外からスタートアップやその支援者が集まり、交流する一大拠点 Tokyo Innovation Base（以下「TIB」という。）を運営している。併せて、東京都は最先端のテクノロジー、多彩なアイデアやデジタルノウハウによって、世界共通の都市課題を克服する「持続可能な新しい価値」を生み出す「Sustainable High City Tech Tokyo = SusHi Tech Tokyo」（以下「スシ」という。）の実現に向けて、毎年度スタートアップのグローバルイベントを開催している。国内外のスタートアップ、投資家、大企業、自治体関係者などの多様な参加者がつながる場を提供し、社会・経済的インパクトが大きいビジネス、オープンイノベーション等が生まれる可能性を創出するとともに、都民がこうした関係者と触れ合い、先端の技術や未来の都市像を知る機会を提供するイベント「SusHi Tech Tokyo2025」（以下「スシ2025」という。）を SusHi Tech Tokyo2025 実行委員会（以下「スシ実行委員会」という。）主催により、2025年（令和7年）5月8日から同月10日まで東京にて開催する。

東京都は、現在 TIB で、学生や若者（以下単に「学生」という。）の挑戦を応援し成長を後押しする（Growth）取組として、“TIB JAM”（以下単に「JAM」という。）を実施し、起業などに関心のある学生が TIB に日常的に集まり、起業家や支援者との交流を通じて、様々な活動をサポートするプロジェクトを実施している。2024年（令和6年）7月から始動した JAM により、挑戦意欲のある前向きな学生が TIB に集まり、切磋琢磨しながら成長を続けている。JAM などを通して成長した学生同士が、アントレプレナーシップを互いに高め合い、成果を発露する場としてスシ2025を活用すること（以下「スシ学生企画」という。）で、挑戦者マインドとグローバル意欲の向上に富んだ活動の「見える化」につながっていく。これらの活動により、東京のみならず国内の学生の「国際感覚を高め、自ら挑戦していく起業家性」（以下「グローバル・アントレプレナーシップ」という。）を育てていく。

具体的には、JAM で形成した学生コミュニティなどから採択された学生コアメンバーが、主体的にスシ学生企画としてスシ2025における学生ブースの企画・運営等を行う（従来 JAM に参加していなかった学生も、学生コアメンバーとして成長するために JAM に適宜参加する。）。加えて、スシ2025の当日運営ボランティアを延べ300名程度（1日当たり100名程度）を募集・啓発し、スシ2025の全体企画事業者等へ接続する（以下、学生コアメンバー及び当日運営ボランティアの総称を“ITAMAE”と呼ぶ。）。

これらの東京都が主体的に行う取組に対して協働し、必要な支援事業（以下「本事業」という。）を令和6年度内に実施する事業者を公募する。

### 【学生コアメンバーに期待する内容】

- ① 学生が主体的に、全ての企画に携わり、意欲的にスシ学生企画を運営し、見る者に起業意欲や挑戦者マインドを喚起させ、グローバルな魅力を伝える。
    - スシ 2025 当日におけるイベント運営  
ブース規模 150 m<sup>2</sup>程度における、学生向けイベントの企画・運営。国内外のエコシステムプレイヤー20 名程度を特定の企業群やジャンルに偏らないことに配慮した上で参加させる。海外で活躍しているエコシステムプレイヤーを1名以上、スシ当日で招へいできるよう調整することが望ましい。  
なお、スシ 2025 当日の学生ブースの設営・装飾・機材手配などは本事業者がスシ実行委員会と調整の上、本事業者が実施する。  
(企画内容例) 学生起業家向けピッチイベント  
スタートアップの世界を知る有識者によるセッション  
起業を自分事として捉えるワークショップ
    - スシ 2025 を盛り上げるためのサイドイベントの複数回実施
    - 学生への影響力のあるメディア・媒体の活用
    - 学生コアメンバー・当日運営ボランティアが着用するユニフォームのデザイン企画
  - ② ①の内容について、東京都への定期的な報告・意見交換の実施を行う。
  - ③ イベント・サイドイベント実施後の参加者アンケートなどによる本事業の効果や改善点の把握を行う。
- ※ スシ 2025 に向け、半年間程度東京都と協働して事業を行う。

### 【当日運営ボランティアに期待する内容】

- スシ 2025 の3日間における運営ボランティア(約100名/日)として、スシ 2025 の運営に携わるだけでなく、参加者としてスタートアップが多く参加するグローバルイベントを体験し、深く知ることで、挑戦することやグローバルに活躍する魅力を体感する。
- 運営ボランティアのうち意欲的な学生には、スシ 2025 出展企業数社の事業内容を学び、来場者への通訳やその事業の業務サポートを通じて、より深くグローバルに活躍しているアントレプレナーの魅力を実感する。

## 2 事業概要

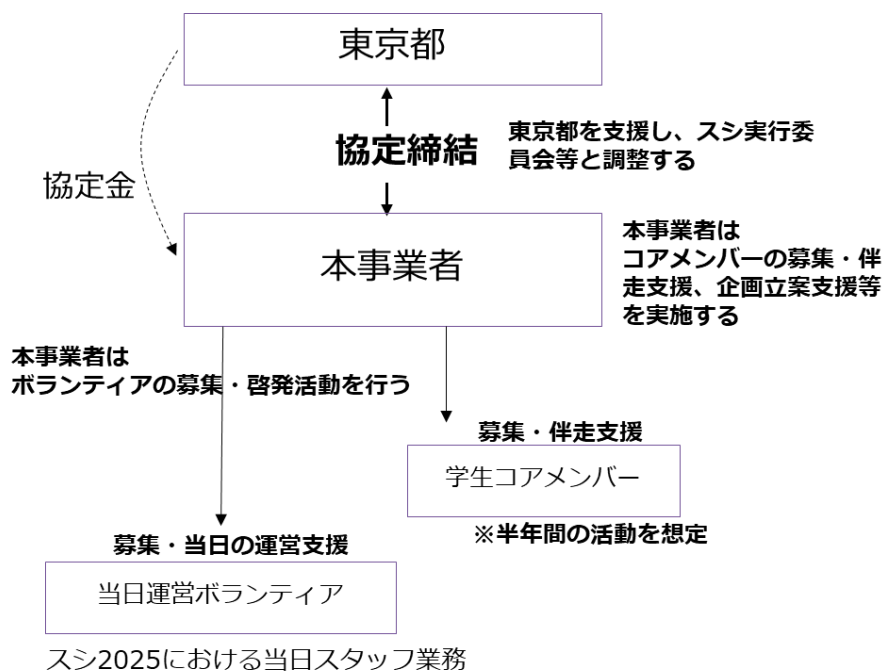
- (1) 東京都が本事業の実施主体(共同事業体も可。以下「本事業者」という。)1者を公募・採択し、協定を締結する。
- (2) 採択に当たっては、外部有識者を含む選定委員会により審査を行う。
- (3) 本事業者は、2025年(令和7年)5月8日から同月10日まで実施するスシ 2025に向けて活動することで、自身のグローバル性の向上やアントレプレナーシップの醸成に意欲的な学生の募集、採択、育成、伴走支援等を行う。JAMやその他のTIBのネットワーク形成に係る

他のコーディネート事業者など、TIB の運営に参画する様々な主体と連携し、スシ 2025 が TIB で成長した学生の更なる飛躍の場となるように、事業を進める。

(4) 本事業に応募する者は、応募時に協定金見積額の作成及び KPI を設定し、その KPI の達成度合いに応じて、東京都から協定金の支払を受ける。

(5) 協定金の算定に当たっては、外部有識者を含む KPI 評価委員会により達成状況等の評価を行う。

#### 【事業スキーム図】



### 3 本事業者の公募

#### (1) 本事業者の要件

本事業者は、学生の挑戦を応援し、グローバル・アントレプレナーシップ醸成に寄与する取組を行うとともに、自身が有する強みを生かした企画を提案し、運用を実行する。そのため、求める各要件は以下のとおりとする。

ア 東京都のスタートアップ戦略、TIB 及びスシの理念を理解し、学生のグローバル・アントレプレナーシップの向上を強力に推進する能力を有すること。

イ 自身の有する知見、ノウハウ及びネットワークを活かし、スシ 2025 や TIB でのセッション企画、ワークショップ、ネットワーク形成、イベント開催等を学生が実行するための指導を行う能力を有すること。

ウ 学生が自分の頭で考え、失敗をおそれずに果敢な挑戦ができるように、メンターとして学生を導く能力や、学生のイベント実施を成功に導く能力を有すること。

エ 自治体や大学等と連携し、学生が主体的に行うイベントの企画及び運用を行った実績を有し、学生を指導するエコシステムプレイヤーに関する知見を有すること。

- オ 国内外で起業やスタートアップに関心のある学生とのネットワークを豊富に有し、学生コアメンバーが活動期間を通じてグローバル・アントレプレナーシップを向上させることにつながるノウハウがあること。
- カ 当日運営ボランティアとして参加した学生が、グローバル・アントレプレナーシップを高め、学びを得られるような仕掛けを施す能力を有すること。
- キ 本事業の認知度向上に向けた情報発信の能力を有すること。
- ク 事業計画策定や進捗管理を行うとともに、東京都との連絡調整を円滑に行う能力を有すること。
- ケ 東京都が求める場合、スシ 2025 当日まで学生を伴走支援するための協定等を東京都と結ぶ意欲があること。

## (2) 本事業者の役割

本事業者は、東京都や東京都と協働するスシ実行委員会や JAM の関連事業者との緊密な連携の下、以下のとおりスシ学生企画の実施を支援し、スシ 2025 での学生ボランティアの募集・啓発を行うなど、計画的な事業実施を遂行する。

### ア 学生コアメンバーの募集・採択

スシ学生企画に興味・関心を示し、積極的に東京都と協働する意欲のある学生を募集し、公正な審査の上、学生コアメンバーとして採択すること。学生コアメンバーの募集は、11 月下旬までに開始すること。スシ学生企画を実施するに当たっては、東京都との打合せや内容の検討等に学生コアメンバー自身が相当な時間を割くこととなるため、それに配慮した募集方法・募集条件・活動支援内容を東京都へ提案すること。なお、学生コアメンバーの人数及び組織体制については、学生が組織運営力・支援力を醸成することに配慮すること。

なお、人数規模は約 20 名程度とするが、学生コアメンバーの役割に軽重を付けること、募集時期を複数回とし追加で学生コアメンバーを増やすこと等を妨げない。

### イ 学生コアメンバーのスシ学生企画の立案支援

TIB を中心とした学生コアメンバーの企画内容の検討に対して、適切な助言を行うこと。週に 1 回程度、東京都と学生コアメンバーとの打合せの機会を調整するとともに、定期的に学生コアメンバーが東京都に検討状況を報告する機会を設けること。学生コアメンバーが検討に窮した際には、新たな気づきを与えられるよう、人材又はチームを設置すること。なお、学生コアメンバーに、スシ以外のスタートアップイベントや学生の活動事例を紹介するなど、参考事例を適切に与えるとともに、有識者からの壁打ちの機会を設けること。学生コアメンバーの主体性を尊重するが、安全管理・情報セキュリティ・コンプライアンス等に配慮した指導を実施すること。

また、スシ 2025 当日の学生ブースのコンテンツ内容は SusHi Tech Tokyo 2024 の Student Pavilion ブースを参考とするが、内容は限定される必要はないため、学生コアメンバーの発想を尊重すること。

<https://sushitech-startup.metro.tokyo.lg.jp/student-pavilion/>

#### ウ 学生コアメンバーによる TIB でのイベント実施支援

スシ 2025 に学生が参加する気運を高めるため、2025 年（令和 7 年）1 月から 3 月までの期間に 1 回以上、4 月から 5 月までの期間に 1 回以上を予定する TIB での合計 2 回以上のイベント実施を支援すること（うち、1 回は 3 月 20 日に TIB 1 階での実施とするが、学生コアメンバー採択後、東京都と協議の上日程等を変更することを妨げない。）。

イベント内容は、学生コアメンバーがスシ本番に向けて、内容面・ロジ面を精査できる契機となるようなものとする。イベント内容のうち、2025 年（令和 7 年）1 月から 3 月までの 1 回については、次の条件を満たすように設定し、学生コアメンバーの企画・実施を支援すること。その他のイベントについては、スシ 2025 に学生を誘引できるよう、学生の春期休み・試験期間などに配慮した設計となるように、学生コアメンバーを指導すること。本事業者は、イベント内容の記録を動画、写真等で実施し、アンケート等のデータとともに、東京都へ納品すること。

また、TIB でのイベント内容は、SusHi Tech Tokyo 2024 パートナーイベント"WASABI"を参考とするが、内容は限定される必要はないため、学生コアメンバーの発想を尊重すること。

※ ただし、本協定による支援は、2025 年（令和 7 年）3 月 31 日までとなるため、2025 年（令和 7 年）4 月から 5 月までの期間に実施予定の学生コアメンバーによるイベント内容についての企画内容等の助言・指導を本協定内で実施すること。

[参考] SusHi Tech Tokyo 2024 パートナーイベント"WASABI"の様子：

[https://note.com/stt2024\\_itamae/n/n517a1cae5341](https://note.com/stt2024_itamae/n/n517a1cae5341)

- (ア) 学生 100 人規模の集客を行うこと。
  - (イ) イベント参加者がグローバル・アントレプレナーシップに興味・関心を高められるようにすること。
  - (ウ) 一過性のイベントに留まらず、スシへの誘引や今後の学生の起業・グローバル活動の活性化に向けた内容とすること。
  - (エ) 学生コアメンバーが事後アンケートなど効果分析を行い、イベント実施の成果を分析できるようにすること。
  - (オ) TIB の施設運営事業者等とロジ面に関する調整を行うこと。
  - (カ) イベント内容に関する学生コアメンバーと東京都との定期的な打合せの実施機会を設けること。
  - (キ) 5 名程度のエコシステムプレイヤーが出展・登壇などの形で関与すること。なお、エコシステムプレイヤーの選定には、特定の企業群やジャンルに偏らないようにすること。
  - (ク) イベント時間は、3 時間以上とすること。
- エ 学生団体や大学関係者及びグローバル・アントレプレナーシップの担い手の巻き込み
- 本事業を都内全域への学生のグローバル・アントレプレナーシップの普及に寄与させるため、イのスシ学生企画などに学生団体・大学関係者を関与させ、学生コアメンバーと連携させること。また、グローバル・アントレプレナーシップ醸成にノウハウのあるエコシステムプレイヤーを本事業や TIB での活動などに巻き込むこと。

#### オ 効果的な情報発信の支援

本取組を普及させるため、学生に訴求力のある広報ツール等を活用し、学生コアメンバーの活動やアからウまでの取組を、学生コアメンバー自身が実施する広報活動について助言等を実施すること。加えて、TIB に集う ITAMAE 以外の学生への周知や、これまで TIB と関わりの薄かった学生の興味を引き付けること。広報媒体の費用については、本事業者が負担すること。

また、スシ実行委員会が別途契約する「SusHi Tech Tokyo 2025 に関する企画等業務委託」で運営する HP 内でスシ学生企画について発信できるよう、そのコンテンツをスシ実行委員会へ提供すること。

#### カ スシ 2025 当日における学生ブース（規模 150 m<sup>2</sup>程度）のデザイン案の作成

学生コアメンバーの意見等を踏まえ、スシ 2025 の全体コンセプトに合うように学生ブースのデザイン案を作成すること。

#### キ 当日運営ボランティアの募集・啓発活動

学生コアメンバーと連携して、当日運営ボランティアを募集すること。当日運営ボランティアは、スシ 2025 の 3 日間で延べ 300 名程度とし、スシの意義等を説明すること。

#### ク ユニフォームの製作

学生コアメンバーが考案したデザインに応じて、学生コアメンバー・当日運営ボランティア・関係者等が着用するユニフォームを製作すること。

#### ケ スシ実行委員会との調整

本事業の進捗状況をスシ実行委員会と調整の上、学生コアメンバーの企画内容や当日運営ボランティアの状況等について報告すること。報告方法・様式・報告頻度については東京都及びスシ実行委員会と協議の上、決定し対応すること。特にスシ当日の学生ブースの運営・当日運営ボランティアの調整については密に調整を行い、学生コアメンバーの企画内容の実行・当日運営ボランティアの活動が円滑に行われるよう支援すること。

#### コ 学生コアメンバーによる TIB でのイベント実施のための映像・音響設備工事

学生コアメンバーの TIB 1 階におけるイベント実施を支援するために、以下の什器等を設置し、正常に操作が可能か動作確認をすること。なお、納品物の選定に当たっては東京都と協議すること。積算時には、1,500 万円程度で想定すること。

- 天吊プロジェクター（1 か所）、170 インチ電動スクリーン（1 か所）、天吊カメラ、デジタルミキサー、
- メインアンプ+スピーカー×2、ワイヤレスマイク（4 本）
- AV システムラック、操作用タブレット端末
- 配線ケーブル・その他部材、配線作業
- 天吊プロジェクター（1 箇所）、170 インチ電動スクリーン（1 箇所）
- 運搬・搬入、設置・配線作業、映像調整及び諸経費

#### サ 事業進捗及び KPI 達成状況の報告

事業計画書を策定し、それに基づく進捗状況（定例の東京都との議事録や、イベント等の実施時の動画・写真の撮影等）及び KPI の達成状況について、東京都に報告すること。

## シ 成果物の納品

受託者は、以下に定める成果物について、電子データにより納入するとともに、対応する納品書を東京都に提出すること。

項番	納入物品	納入時期等
1	業務計画書、準備スケジュール	協定締結後2週間以内
2	ITAMAEの募集・支援に対する計画書	協定締結後1週間以内
3	本事業において作成・更新した資料・データ (打合せ資料・議事録、参加者データ等を含む。)	東京都との協議による
4	実績報告書	令和6年度末まで
5	参加者向けアンケート	TIBでのイベント後、東京都との協議による
6	記録写真、動画データ	TIBでのイベント後、東京都との協議による
7	ITAMAEのグローバル・アントレプレナーシップ の醸成が分かるもの	令和6年度末まで

① 電子データの提出は以下によること。

東京都の端末(OS Windows)で表示可能なものとする。電子データは、文章については、ワープロソフト(Microsoft社Wordシリーズ)、プレゼンテーション等については、スライドソフト(Microsoft社PowerPointシリーズ)、計算表等については、表計算ソフト(Microsoft社Excelシリーズ)で編集可能な形式とすることを基本とする。格納媒体はUSBメモリー等とし、ファイル名に委託年度及び委託件名等を記載すること。ファイル名はその内容を示す分かりやすいものとし、ファイルリストも添付すること。

② 成果品の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに事業者の負担で修正等を行うこと。

### (3) 実施期間

令和6年(2024年)11月11日から令和7年(2025年)3月31日まで(予定)

※なお、学生への指導の一貫性の観点から、スシ2025当日までITAMAEの支援を継続する意欲がある事業者と本協定を締結することが望ましいため、その点を踏まえて応募すること。ただし、当該事業に係る令和7年度の予算が都議会で可決され、成立することを条件とする。令和7年度東京都歳入歳出予算に本事業に係る予算が計上されなかった場合においては、その時点でプロジェクトが終了となる場合があります。その場合、東京都からの補償等は致しかねますので、御了解の上、御応募ください。

## 4 東京都と本事業者との関係

### (1) 公募・審査

東京都は、「5(1)応募要件」を満たす事業者を公募し、応募者の中から選定委員会が審査することで、本事業者を採択する。



(2) 協定の締結

東京都は、採択した本事業者と連携内容等が規定された協定を締結する。

(3) 本事業者に対する協定金の支払等について

東京都は、KPI の達成状況及び事業全体の成果を評価し、協定金として協定金見積額（以下「基準額」という。）及び成果報酬額の支払を行う。

ア 基準額

応募時に東京都及び本事業者が設定する KPI 項目（※）ごとの経費となる。この経費は、KPI 項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定する。KPI 項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変わる。なお、基準額の上限は、6,800 万円とする。

※ KPI 項目設定方法及び評価方法について

設定に当たり、可能な限り定量的かつ検証可能な指標とすること。

また、KPI の達成状況及び事業全体の成果の報告は事業終了後を予定し、それに基づき評価を行う。評価を受けるに際して、本事業者は、KPI 項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料（各種契約書、議事録等）を東京都に提出する。詳細については、別紙 1 「TIB 等の場を活用したグローバル・アントレプレナーシップ実践事業に係る運営事業者への協定金支払に係る評価方法及び KPI の説明」を参照すること。

イ 成果報酬額

KPI 評価委員会による事業全体の評価に応じ、基準額に上乗せして支払われる金額となる。

なお、基準額と成果報酬額を合わせた額の上限は、8,500 万円である。

ウ 支払時期

原則として、基準額と、成果報酬額（以下「確定協定金額」という。）の合計額を KPI 評価委員会実施後に支払う。

## 5 本事業者の応募方法

(1) 応募要件

次のアからエまでの要件を満たす者を応募対象とする。なお、複数の事業者が提携し応募することも可能であるが、その場合は、代表事業者を決め、代表事業者が応募申請をすること（採択後、連携した複数事業者と協定を締結するが、協定金は代表事業者に支払う。）。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 株式会社、持分会社（合名会社、合資会社、合同会社）、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人

(イ) 特定非営利活動法人、一般財団法人又は一般社団法人

(ウ) 国立大学法人、公立大学法人又は学校法人

(エ) 国、地方自治体、独立行政法人、公益財団法人等の公的機関

(オ) その他（ア）から（エ）までに類する者として東京都が認めるもの

イ 次のいずれにも該当していないこと。

(ア) 破産手続開始の申立てがなされたこと等により、実施事業の安定的な運営に疑義が生

じていること。

(イ) 法人事業税等を滞納していること。

(ウ) 公共の安全及び秩序を脅かすおそれのある行為を行い、又は将来において行うおそれがあること。

(エ) 所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業者若しくは構成員に、暴力団（暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）が含まれていること。また、実施事業に暴力団、暴力団員等が介入していること。

(オ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、霊感商法を行うなど、公的事業の対象として社会通念上適切でないと判断されるものであること。

(カ) 政治活動、選挙活動又は宗教活動を目的とする法人であること。

(キ) 国、地方自治体、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがあること。

ウ 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

エ その他、上記 3(1)に記載する要件を有すること。

(2) 募集受付期間

**令和 6 年（2024）10 月 15 日（火曜日）から同年 11 月 4 日（月曜日）午後 5 時まで**

(3) 質問の受付

本事業に関する質問については、下記アドレスまで電子メールで受け付ける（締切：令和 6 年（2024）10 月 29 日（火曜日）正午）。

メールアドレス：[S1130202@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1130202@section.metro.tokyo.jp)

なお、応募状況や審査内容に関する質問については、答えられない。

(4) 応募様式提出前の意向表明

応募する意向がある事業者は、令和 6 年（2025 年）10 月 22 日（火曜日）正午までに事業提案書提出意向表明届を電子メールで提出する。

なお、意向表明届は事前に事業者の応募意向を確認する趣旨であり、意向表明後の応募辞退を妨げない。

(5) 応募様式の提出

下表で指定する応募書類※の電子データを「9 申込・問合せ先」担当宛てにメールで送付する（合計データ容量が 10MB を超える場合はデータを分けて送付する。）。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDF ファイルにて送付すること（紙の提出は不要）。

なお、応募書類の提出後、2 日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）経過しても、事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「9 申込・問合せ先」まで電話にて連絡すること（応募受付完了のメールが到着するまでは、応募受付完了とならないため、注意すること。）。

※ 応募様式は、以下のホームページからダウンロードできます。

[https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/ITAMAE\\_2/coordinator](https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/ITAMAE_2/coordinator)

No	書類	分類	提出形式
1	企画書（注1）	必須	PDF
2	応募フォーム	必須	Excel
3	様式1 KPI設定説明書	必須	Excel
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	必須	PDF
5	直近2期の財務諸表（B/S、P/L、CF 計算書） ※税務署に提出した決算報告書一式	必須 （注2）	PDF
6	学生のアントレプレナーシップ醸成やグローバル機運増 の実績を示す書類	任意	PDF

※ 複数事業者による応募の場合は、各事業者の役割等が分かる体制図及び事業者間の協定、覚書  
その他提携の証拠書類並びに全ての事業者に係る No.4 及び No.5 の書類を添付すること。

注1：企画書はプレゼンテーション審査にて使用する想定

注2：東京都の入札参加資格を有する事業者は不要

## 6 審査の流れ

### (1) 審査方法

有識者等で構成される選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーション審査の二段階で審査を行う。

なお、プレゼンテーション審査は一次書類審査を通過した応募者のみを対象とし、11月7日（木曜日）（予定）に行う。詳細は応募いただいた方に別途連絡する。

### (2) 審査基準

次の基準 No.1 から No.11 までにに基づき、点数は合計 100 点満点で審査を行う。

No	項目	内容
1	企業情報	・ 事業内容 ・ 財務情報 等
2	実施計画（5点）	・ プロジェクト実施に当たり具体的かつ実効性の高い計画か ・ 東京都からの協定金以上の成果を創出できる計画となっているか ・ 令和7年度のスシ当日まで学生を伴走支援する場合、実施する計画が明確となっているか
3	実施体制（5点）	・ 学生のグローバル・アントレプレナーシップ醸成やグローバル意欲向上に必要な知見、ノウハウ等を提供できる

		十分な体制を構築しているか
4	事業への理解（5点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都のスタートアップ戦略やTIB やスシの理念及びそれを踏まえた本プロジェクトの趣旨を理解しているか</li> <li>・学生のグローバル・アントレプレナーシップ醸成を図る上での課題等を理解しているか</li> </ul>
5	KPI 及び事業目標設定の妥当性（10点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施方針に資する KPI 及び事業目標が設定されているか</li> <li>・事業の目標値は現実的かつ到達可能な設定となっているか</li> <li>・事業計画と事業の目標値に大きな乖離<small>かい</small>がないか</li> </ul>
6	学生コアメンバーがスシ学生企画を自律的に実施する仕掛けづくりの取組の妥当性（20点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・挑戦意欲のある学生のモチベーションを惹起するとともに、本事業を任せるに足る学生の募集・採択を行う計画となっているか</li> <li>・学生コアメンバーが学業以外の多くの時間を本事業に注ぐことにメリットを感じ、学びながらイベント立案を行えるような取組となっているか</li> <li>・学生コアメンバーが東京都職員やスシ実行委員会などと対等に意見交換できるまで、スシや都政の啓発活動を行う計画となっているか</li> </ul>
7	学生コアメンバーによる TIB でのイベント実施支援の妥当性（10点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生コアメンバーがイベントを実施するに当たって適切な指導を行うノウハウを有しているか</li> <li>・当事業の趣旨に沿う、イベント参加学生が起業やグローバルに関心を持てるような内容となるように適切な助言ができる知見があるか</li> <li>・イベント実施後のグローバル・アントレプレナーシップ醸成に関する効果分析を適切に行うノウハウを有し、それを学生コアメンバーに指導できるか</li> </ul>
8	学生団体や大学関係者の巻き込みに関する計画の妥当性（5点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・起業やグローバルな活動を取り組む学生や学生団体及び大学等とのリレーションを築き、学生コアメンバーと接続する計画となっているか</li> <li>・学生コアメンバーがこれらの外部団体と調整を行う必要なサポートを行う能力があるか</li> </ul>
9	情報発信力（10点）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生コアメンバーが、自分たちの取組を他の学生へ魅力的に発信することへ助言することが可能か</li> <li>・本事業の認知度向上に向けたブランディングやPRなど実行性の高い取組となっているか</li> <li>・効果的な情報発信のためのターゲットや手法・媒体の知識・ノウハウ等を有しているか</li> </ul>

10	TIB 1 階での映像音響設備工事の計画の妥当性（5点）	・TIB で学生向けイベントを実施するための映像音響設備工事を実施する計画が、外部のリソースを活用するなどして、建てられているか
11	スシ2025当日における学生ブース(規模150㎡程度)のデザイン提案方法の妥当性（5点）	・スシ実行委員会等と連携して、スシ全体のコンセプトと調和したブース運営を実施するノウハウがあるか ・学生コアメンバーの希望するセッション等の運営を実施する能力があるか
12	当日ボランティアの募集に関する計画の妥当性（10点）	・ボランティアの募集・教育に関するノウハウを有しているか ・ボランティアがスシに前向きに活動できるよう、モチベーションを高められる教育プランとなっているか
13	管理・調整力（5点）	・プロジェクトを円滑に進めるマネジメント力を有しているか ・TIB やスシの活動などと連携した計画となっているか
14	本事業目的への適合性（5点）	・公的支援を受けるにふさわしく、かつ、本事業目的の実現に資する事業内容であるか

※採用最低基準を設定する。

各審査項目について、全員の評価点平均が、各項目に記載された配点の4割以上であること。

### (3) 採択の決定

選定委員会による審査を踏まえ、最も高い得点を得た応募者を採択する。

応募事業者には、11月11日（月曜日）（予定）に結果の通知を行う。

## 7 留意事項

- (1) 業者は、支援の実施に当たり、本要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要がある。
- (2) 応募に要する費用について、東京都は負担しない。
- (3) 応募様式等は日本語で記載すること。
- (4) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、東京都より公表される可能性がある。
- (5) 採択企業及び対象企業には、東京都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等のために御協力いただく場合がある。
- (6) 次の場合には、審査対象外とする場合がある。
  - ・ 応募者が、法令等若しくは公序良俗に違反し、又はそのおそれのある場合
  - ・ 応募内容に不備がある場合
  - ・ 応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他東京都に対して虚偽の申告を行った場合
  - ・ 出資関係にある企業・グループ企業等の特定の企業群、特定の学生や特定の学生コミュニティ等の利益のみを図る事業内容とした場合

- (7) 応募に当たって提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する東京都として必要な範囲で共有・利用される。個人情報を含む情報は事前の承認なく第三者に提供することはない。

## 8 関係資料

- ・ 東京都スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」  
[https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/sustrategy\\_japanese-pdf](https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/startupandglobalfinancialcity/sustrategy_japanese-pdf)
- ・ Tokyo Innovation Base ホームページ  
<https://tib.metro.tokyo.lg.jp/>
- ・ TIB JAM  
[https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/tokyo\\_idea\\_tion\\_jam](https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/tokyo_idea_tion_jam)
- ・ SusHi Tech Tokyo 2024  
<https://www.sushi-tech-tokyo2024.metro.tokyo.lg.jp/>
- ・ SusHi Tech Tokyo 2024 における学生コアメンバーの情報発信  
[https://note.com/stt2024\\_itamae/](https://note.com/stt2024_itamae/)

## 9 申込み・問合せ先

東京都スタートアップ・国際金融都市戦略室イノベーション推進部スタートアップ推進課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階北側  
電話番号：03-5388-2106 メールアドレス：[S1130202@section.metro.tokyo.jp](mailto:S1130202@section.metro.tokyo.jp)

## 企画書に関する留意事項

### 1 様式及び添付資料

企画書の様式は提案者の自由とするが、A4横で作成すること。A4横のフラットファイルに両面印刷で綴じ込むため、その点留意すること。ただし、応募書類送付時にはPDF形式として送付すること。

### 2 留意事項

- (1) 表紙を作成すること。
- (2) 目次を記載すること。
- (3) 提案事項の全体をまとめた概要を2ページ以内で記載すること。概要は、採択時に公表されても問題ないものとする。
- (4) プレゼンテーション審査において、主として使用する部分（企画書本体部分）は表紙・目次・中扉・概要を除いて20ページ以内とすること。企画書本体のほかに補足説明用の部分（企画書付属部分）を企画書に含めることは妨げないが、企画書全体として50ページを超えないこと（表紙、目次及び概要を除く。）。
- (5) ページ番号を記載すること。
- (6) フォントは自由とするが企画書の本文記載は10ポイント以上とすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りでない。）。
- (7) 各ページ右肩に当該ページが応募フォームのどの項目に該当する事項に関する記述であるか、項目番号を示すこと。
- (8) 使用する言語は日本語とすること。
- (9) 表紙には、表題として「TIB等の場を活用したグローバル・アントレプレナーシップ実践事業 令和6年度運営事業 企画書」と記載すること。
- (10) 提案事業者が特定されるような個人名や会社名、ロゴ等を記載しないようにすること。
- (11) 提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (12) 企画提案書の作成及び提出に必要な一切の経費は応募者の負担とする。
- (13) 企画提案書に記載された提案内容に係る一切の経費は全て事業提案額に含めるものとする。
- (14) 企画提案書作成に当たって第三者の著作権等に抵触するおそれのあるものは、応募者の責任において、適正に処理すること。

### 3 企画書に盛り込むべき内容

#### 【全般的事項】

- ア 東京都の戦略やTIB及びビスシの理念、事業目的に適した提案内容とすること。
- イ 本業務を実施するに当たっての体制（外部の主体も含む。）
- ウ 学生のグローバル・アントレプレナーシップ醸成の実績等、本業務を実施するにふさわしい業務実績やその効果（成果報酬額の「定性的な評価」の観点を踏まえること。）

【業務内容に係る事項】

- ア 本事業実施に係る計画・達成・スケジュール
  - イ 本事業を通して達成したい目標
  - ウ 学生コアメンバーの募集・採択・育成の方法、自律的に学生コアメンバーが活動できるような仕掛け
  - エ 学生コアメンバーのイベント実施に係る支援の取組
  - オ 大学や学生団体等の巻き込み方
  - カ 本事業の認知度向上のためのブランディング・PR 方策
  - キ 当日運営ボランティアの募集・啓発方法
  - ク スシ実行委員会との連携による当日学生ブースのデザインの検討計画
  - ケ TIB 1 階での映像音響設備工事及びスシ 2025 当日の設えの計画の妥当性
  - コ 東京都からの協定金以上の成果を創出するための具体的方策
- ※ なお、学生への指導の一貫性の観点から、スシ 2025 当日まで ITAMAE の支援を継続する意欲がある事業者と本協定を締結することが望ましいため、その点を踏まえて応募すること。ただし、当該事業に係る令和 7 年度の予算が都議会で可決され、成立することを条件とする。令和 7 年度東京都歳入歳出予算に本事業に係る予算が計上されなかった場合においては、その時点でプロジェクトが終了となる場合があります。その場合、東京都からの補償等は致しかねますので、御了解の上、御応募ください。